

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年 8 月26日
【会社名】	サンデン株式会社
【英訳名】	SANDEN CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役 社長執行役員 徐 湛
【本店の所在の場所】	群馬県伊勢崎市寿町20番地
【電話番号】	伊勢崎(0270)-24-1211
【事務連絡者氏名】	副社長執行役員 徐 文文
【最寄りの連絡場所】	東京都台東区東上野 2 丁目 1 - 11 サンフィールドビル7F
【電話番号】	東京(03)-5828-5582
【事務連絡者氏名】	副社長執行役員 徐 文文
【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集(売出)金額】	その他の者に対する割当 100,470,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2026年8月7日付で提出した有価証券届出書（その後の訂正届出書も含みます。）の記載事項の一部に誤りがあり、また、当該有価証券届出書の記載事項のうち、新株式の募集条件、その他新株式の発行に関し必要な事項が2026年8月26日に決定されましたので、これらに関連する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものです。

2 【訂正事項】

表紙

届出の対象とした募集金額

第一部 証券情報

第1 募集要項

2 株式募集の方法及び条件

(1) 募集の方法

(2) 募集の条件

4 新規発行による手取金の使途

(1) 新規発行による手取金の額

(2) 手取金の使途

第3 第三者割当の場合の特記事項

1 割当予定先の状況

a 割当予定先の概要、提出者と割当予定先との間の関係

b 割当予定先の選定理由

f 割当予定先の実態

3 発行条件に関する事項

a 払込金額の算定根拠及び合理性に関する考え方

第三部 参照情報

第1 参照書類

第2 参照書類の補完情報

3 【訂正箇所】

訂正箇所は_____野で示しています。

【表紙】

（訂正前）

【届出の対象とした募集金額】

その他の者に対する割当 84,150,000円

本募集金額は1億円未満であります。企業内容等の開示に関する内閣府令第2条第5項第2号及び第4号の金額通算規定により本届出を行うものであります。

（訂正後）

【届出の対象とした募集金額】

他の者に対する割当 100,470,000円

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

2 【株式募集の方法及び条件】

(1) 【募集の方法】

（訂正前）

区分	発行数	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当	—	—	—
その他の者に対する割当	510,000株	84,150,000	42,075,000
一般募集	—	—	—
計（総発行株式）	510,000株	84,150,000	42,075,000

（注）1 第三者割当の方法によります。

2 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、本株式が、1株当たり発行決議日の直前取引日（2026年8月6日）の東京証券取引所における当社普通株式の終値（以下「東証終値」といいます。）である165円で発行されたと仮定した場合の見込額です。当社は、発行決議日において、「2026年12月期第2四半期決算短信〔日本基準〕（連結）」及び「当社保有不動産の譲渡に関するお知らせ」（以下「本決算発表等」といいます。）を公表しております。本決算発表等に対する株式市場の受け止め方いかんによっては、発行決議日以降の当社の株価に影響があり得ます。当社としては、仮に本決算発表等を踏まえた株価の上昇が生じる場合には、当該株価上昇を反映せずに本株式の発行条件を決定することは、当該発行条件と本株式の発行時における実質的な価値との間に乖離を発生させ、既存株主の利益を害するおそれがあることから、既存株主の利益にも配慮した公正な発行条件の決定という観点及び恣意性を排除する観点から、株価の上昇を反映した上で本株式の発行条件を決定することがより適切であると考えております。そこで、当社は、2026年8月26日（以下「条件決定日」といいます。）を本株式に係る最終的な条件を決定する日として、発行決議日の直前取引日（2026年8月6日）の東証終値である165円と条件決定日の直前取引日（2026年8月25日）の東証終値のいずれか高い方の金額を1株当たりの発行価額とします。したがって、実際の発行価額の総額は、条件決定日に決定されます。

3 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額の総額であり、会社計算規則第14条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とします。なお、資本組入額の総額は、上記2と同様の仮定に基づく見込額です。

（訂正後）

区分	発行数	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当	—	—	—
その他の者に対する割当	510,000株	100,470,000	50,235,000
一般募集	—	—	—

計（総発行株式）	510,000株	<u>100,470,000</u>	<u>50,235,000</u>
----------	----------	--------------------	-------------------

（注）1 第三者割当の方法によります。

2 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額です。

3 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額の総額です。なお、増加する資本準備金の額は、50,235,000円です。

(2) 【募集の条件】

(訂正前)

発行価格 (円)	資本組入額 (円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金 (円)	払込期日
165	82.5	100株	2026年9月3日から 2026年9月28日まで	—	2026年9月29日

- (注) 1 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
- 2 発行価格は、会社法上の払込金額であり、本株式が、1株当たり発行決議日の直前取引日（2026年8月6日）の東証終値である165円で発行されたと仮定した場合の見込額です。実際の発行価格は、発行決議日の直前取引日（2026年8月6日）の東証終値である165円と条件決定日の直前取引日（2026年8月25日）の東証終値のいずれか高い方の金額とします。
- 3 資本組入額は、会社法上の増加する資本金の額であり、上記2と同様の仮定に基づく見込額です。
- 4 申込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込みをし、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。
- 5 上記株式を割当てた者から申込みがない場合には、当該株式に係る割当てを受ける権利は消滅します。

(訂正後)

発行価格 (円)	資本組入額 (円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金 (円)	払込期日
197	98.5	100株	2026年9月3日から 2026年9月28日まで	—	2026年9月29日

- (注) 1 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
- 2 発行価格は、会社法上の払込金額です。
- 3 資本組入額は、会社法上の増加する資本金の額です。
- 4 申込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込みをし、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。
- 5 上記株式を割当てた者から申込みがない場合には、当該株式に係る割当てを受ける権利は消滅します。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

(訂正前)

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
84,150,000	5,900,000	78,250,000

- (注) 1 払込金額の総額は、本株式が1株当たり発行決議日の直前取引日（2026年8月6日）の東証終値である165円で発行されたと仮定した場合の見込額です。実際の払込金額の総額は、条件決定日に決定されます。
- 2 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
- 3 発行諸費用の概算額は、登録免許税相当額、弁護士費用及びその他事務費用の合計額です。

(訂正後)

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
100,470,000	5,900,000	94,570,000

- (注) 1 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
- 2 発行諸費用の概算額は、登録免許税相当額、弁護士費用及びその他事務費用の合計額です。

(注) 1の全文削除並びに2及び3の番号変更

(2) 【手取金の使途】

(訂正前)

本第三者割当は、割当予定先である当社従業員に対して、当社及び当社子会社（以下「当社グループ」と総称します。）の業績達成及び企業価値の向上への意欲及び士気を向上させるインセンティブを付与することを目的とするものであり、資金調達を目的としておりません。上記差引手取概算額78,250,000円については、運転資金に充当する予定です。調達資金を実際に支出するまでは、銀行口座にて管理する計画です。

当該手取金の使途は、中長期的な企業価値の向上、ひいては株主利益の向上に資するものであり、十分な合理性があるものと判断しております。

（訂正後）

本第三者割当は、割当予定先である当社グループ（当社及び当社子会社を意味します。以下同じです。）従業員に対して、当社グループの業績達成及び企業価値の向上への意欲及び士気を向上させるインセンティブを付与することを目的とするものであり、資金調達を目的としておりません。上記差引手取概算額94,570,000円については、運転資金に充当する予定です。調達資金を実際に支出するまでは、銀行口座にて管理する計画です。

当該手取金の使途は、中長期的な企業価値の向上、ひいては株主利益の向上に資するものであり、十分な合理性があるものと判断しております。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

1 【割当予定先の状況】

a 割当予定先の概要、提出者と割当予定先との関係

（訂正前）

氏名	住所	職業の内容	提出者と割当予定先との関係				割り当てようとする株式の数（株）
			出資関係 （2026年6月末時点の当社株式の保有数）（株）	人事関係	資金関係	技術又は取引関係	
（中略）							
Bertrand LEFEVRE	フランス共和国 ブルターニュ	海外子会社取締役 当社従業員	0	海外子会社取締役	該当事項はありません	該当事項はありません	10,000
Marek Korzeniowski	ポーランド共和国 ドルヌィ・シロンスク県	海外子会社取締役 当社従業員	0	海外子会社取締役	該当事項はありません	該当事項はありません	5,000
姚 龍国	シンガポール共和国	海外子会社取締役 当社従業員	0	Region CEO 海外子会社取締役 当社従業員	該当事項はありません	該当事項はありません	80,000
（中略）							
Krzysztof Milos	ポーランド共和国 ヴィエルコポルスカ県	当社従業員	0	当社従業員	該当事項はありません	該当事項はありません	10,000

（注） 「出資関係（2026年6月末時点の当社株式の保有数）（株）」は、2026年6月30日現在の株主名簿を基準としております。

（訂正後）

氏名	住所	職業の内容	提出者と割当予定先との関係				割り当てようとする株式の数（株）
			出資関係 （2026年6月末時点の当社株式の保有数） （株）	人事関係	資金関係	技術又は取引関係	
（中略）							
Bertrand LEFEVRE	フランス共和国 ブルターニュ	海外子会社取締役兼従業員	0	海外子会社取締役兼従業員	該当事項はありません	該当事項はありません	10,000

Marek Korzeniowski	ポーランド共和国 ドルヌィ・シロンスク県	海外子会社取締役兼従業員	0	海外子会社取締役兼従業員	該当事項はありません	該当事項はありません	5,000
姚 龍国	シンガポール共和国	海外子会社取締役兼従業員	0	Region CEO 海外子会社取締役兼従業員	該当事項はありません	該当事項はありません	80,000
(中略)							
Krzysztof Milos	ポーランド共和国 ヴィエルコポルスカ県	海外子会社従業員	0	海外子会社従業員	該当事項はありません	該当事項はありません	10,000

(注) 「出資関係(2026年6月末時点の当社株式の保有数)(株)」は、2026年6月30日現在の株主名簿を基準としております。

b 割当予定先の選定理由

(訂正前)

(前略)

そして当社は、本日公表した「第三者割当による新株式の発行に関するお知らせ」のとおり、当社において重要な地位にある一定の従業員に対する第三者割当を実施することを決定するとともに、割当予定先となる当社従業員についても、本株式報酬制度の対象者とすることを決定いたしました。本株式報酬制度の対象者に対しては、本第三者割当に応じた自己資金による一定数の当社株式の保有を前提として、本株式報酬制度に基づき、本第三者割当により取得した株式数と同数の譲渡制限付株式を当社の親会社である海信日本オートモーティブエアコンシステムズ合同会社からの株式譲渡の方法で付与する予定であり、本第三者割当は、本株式報酬制度の対象者に対して当社株式を取得する機会を提供する施策として実施するものです。

コーポレートガバナンス・コードにおいては、経営陣が自社株式を適切に保有し、株主との価値共有を通じて中長期的な企業価値向上にコミットすることが推奨されております。当社としても、ガバナンスの高度化及び経営陣と株主との一層の価値共有を図る観点から、この趣旨に沿った株式保有及び報酬の仕組みを早期に整備する必要があると判断し、取締役(社外取締役を除きます。)を対象とする業績連動型譲渡制限付株式報酬制度及び本株式報酬制度の導入を決定しております。そしてこの度、かかる取り組みの一環として、当社グループの経営戦略の立案及び実行において中核的な役割を担い、当社において重要な地位にある一定の従業員についても、当社及び当社グループ全体の企業価値の向上に対して重要な責任を負う立場にあることを踏まえ、本株式報酬制度の対象とすることといたしました。

(後略)

(訂正後)

(前略)

そして当社は、本日公表した「第三者割当による新株式の発行に関するお知らせ」のとおり、当社グループにおいて重要な地位にある一定の従業員に対する第三者割当を実施することを決定するとともに、割当予定先となる当社グループ従業員についても、本株式報酬制度の対象者とすることを決定いたしました。本株式報酬制度の対象者に対しては、本第三者割当に応じた自己資金による一定数の当社株式の保有を前提として、本株式報酬制度に基づき、本第三者割当により取得した株式数と同数の譲渡制限付株式を当社の親会社である海信日本オートモーティブエアコンシステムズ合同会社からの株式譲渡の方法で付与する予定であり、本第三者割当は、本株式報酬制度の対象者に対して当社株式を取得する機会を提供する施策として実施するものです。

コーポレートガバナンス・コードにおいては、経営陣が自社株式を適切に保有し、株主との価値共有を通じて中長期的な企業価値向上にコミットすることが推奨されております。当社としても、ガバナンスの高度化及び経営陣と株主との一層の価値共有を図る観点から、この趣旨に沿った株式保有及び報酬の仕組みを早期に整備する必要があると判断し、取締役(社外取締役を除きます。)を対象とする業績連動型譲渡制限付株式報酬制度及び本株式報酬制度の導入を決定しております。そしてこの度、かかる取り組みの一環として、当社グループの経営戦略の立案及び実行において中核的な役割を担い、当社グループにおいて重要な地位にある一定の従業員についても、当社及び当社グループ全体の企業価値の向上に対して重要な責任を負う立場にあることを踏まえ、本株式報酬制度の対象とすることといたしました。

(後略)

f 割当予定先の実態

(訂正前)

当社は、割当予定先である当社従業員の入社時に、反社会的勢力との関係がないことを確認しております。また、当社は、本第三者割当の実施にあたって、改めて割当予定先が反社会的勢力と関係がないことについて書面による確認を行っており、当該調査から反社会的勢力と関係がないことを確認したことから、当社は割当予定先が反社会的勢力ではないと判断しております。上記のとおり、当社は、割当予定先である当社従業員について反社会的勢力とは一切関係がないことを確認しており、その旨の確認書を東京証券取引所に提出しております。

（訂正後）

当社は、割当予定先である当社グループ従業員の入社時に、反社会的勢力との関係がないことを確認しております。また、当社は、本第三者割当の実施にあたって、改めて割当予定先が反社会的勢力と関係がないことについて書面による確認を行っており、当該調査から反社会的勢力と関係がないことを確認したことから、当社は割当予定先が反社会的勢力ではないと判断しております。上記のとおり、当社は、割当予定先である当社グループ従業員について反社会的勢力とは一切関係がないことを確認しており、その旨の確認書を東京証券取引所に提出しております。

3 【発行条件に関する事項】

a 払込金額の算定根拠及び合理性に関する考え方

（訂正前）

上記「第1 募集要項 2 株式募集の方法及び条件 (1) 募集の方法」(注)2に記載のとおり、今般の本第三者割当の発表と同日に本決算発表等を公表しており、本決算発表等の公表を受けての当社株式の値動きを予測することは困難であるといえます。当社は、かかる公表に伴う株価への影響を織り込むため、本株式1株当たりの払込金額を、発行決議日の直前取引日（2026年8月6日）の東証終値である165円と、条件決定日の直前取引日（2026年8月25日）の東証終値のいずれか高い方とする予定です。このような払込金額の決定方法を採用し、払込金額の基準となる株価について、本日又は条件決定日までの一定期間ではなく、直前取引日における終値を採用することとしたのは、直近の株価が現時点における当社の客観的企業価値を適正に反映していると判断したためです。当社は、上記払込金額の決定方法につきましては、既存株主の利益に配慮した合理的な方法であり、また、払込金額を市場株価と同額に決定する方法であるため、条件決定日において決定される本株式の払込金額は、割当予定先にとって特に有利な価額に該当しないと考えております。

また、当社監査役4名全員（うち2名が社外監査役）は、会社法上の職責に基づいて監査を行った結果、本株式の発行が有利発行に該当しないという取締役会の判断は適法と言える範囲内である旨の意見を表明しております。

（訂正後）

本株式1株当たりの払込金額は、発行決議日の直前取引日（2026年8月6日）の東京証券取引所における当社普通株式の終値（以下「東証終値」といいます。）である165円と、2026年8月26日（以下「条件決定日」といいます。）の直前取引日（2026年8月25日）の東証終値である197円の高い方の金額である197円に決定されました。このような払込金額の決定方法を採用し、払込金額の基準となる株価について、本日又は条件決定日までの一定期間ではなく、直前取引日における終値を採用することとしたのは、直近の株価が現時点における当社の客観的企業価値を適正に反映していると判断したためです。当社は、上記払込金額の決定方法につきましては、既存株主の利益に配慮した合理的な方法であり、また、払込金額を市場株価と同額に決定する方法であるため、条件決定日において決定された本株式の払込金額は、割当予定先にとって特に有利な価額に該当しないと考えております。

また、当社監査役4名全員（うち2名が社外監査役）は、会社法上の職責に基づいて監査を行った結果、本株式の発行が有利発行に該当しないという取締役会の判断は適法と言える範囲内である旨の意見を表明しております。

第三部 【参照情報】

第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

（訂正前）

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第100期（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）2026年3月27日関東財務局長に提出

2 【半期報告書】

事業年度 第101期中（自 2026年1月1日 至 2026年6月30日）2026年8月7日関東財務局長に提出

3 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2026年8月18日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2026年4月3日に関東財務局長に提出

4 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2026年8月18日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づく臨時報告書を2026年8月18日に関東財務局長に提出

（訂正後）

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第100期(自 2025年 1 月 1 日 至 2025年12月31日)2026年 3 月27日関東財務局長に提出

2 【半期報告書】

事業年度 第101期中(自 2026年 1 月 1 日 至 2026年 6 月30日)2026年 8 月 7 日関東財務局長に提出

3 【臨時報告書】

1 の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2026年 8 月26日）までに、金融商品取引法第24条の 5 第 4 項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第 9 号の 2 の規定に基づく臨時報告書を2026年 4 月 3 日に関東財務局長に提出

4 【臨時報告書】

1 の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2026年 8 月26日）までに、金融商品取引法第24条の 5 第 4 項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第12号及び第19号の規定に基づく臨時報告書を2026年 8 月18日に関東財務局長に提出

第2 【参照書類の補完情報】

（訂正前）

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び半期報告書（以下「有価証券報告書等」といいます。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2026年8月18日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。また、当該有価証券報告書等に記載した将来に関する記載事項については、本有価証券届出書の訂正届出書提出日現在においても変更の必要はないものと判断しております。

（訂正後）

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び半期報告書（以下「有価証券報告書等」といいます。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2026年8月26日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。また、当該有価証券報告書等に記載した将来に関する記載事項については、本有価証券届出書の訂正届出書提出日現在においても変更の必要はないものと判断しております。